

風俗営業の手数料

	手数料の区分	手数料の額	備考	
風俗営業許可申請	[1号～5号営業]キャバレー・社交飲食店・料理店・まあじゃん屋・ゲームセンター等 (ぱちんこ屋等を除く)	24,000円	* 同時の申請の場合、2件目からは基本の額から8,600円を減じた額	
	ぱちんこ屋等の営業	25,000円 認定遊技機のみの場合		
		27,800円 (+ 検定遊技機台数×40円) 検定遊技機ありの場合		
	(限3ヶ月以内の営業期間を)	1号～5号営業 キャバレー・社交飲食店・料理店・まあじゃん屋・ゲームセンター等(ぱちんこ屋等を除く)		14,000円
		ぱちんこ屋・政令8条(回胴式専門店等)の営業		15,000円 認定遊技機のみの場合
				17,800円 (+ 検定遊技機台数×40円) 検定遊技機ありの場合
	特例許可申請(火災、震災自己の責任によらない事由により滅失した営業所の許可申請)	許可申請手数料額に6,800円を加算する		
その他	許可証の再交付	1,200円		
	相続承認申請	9,000円	* 同時の申請の場合、2件目からは1件につき3,800円	
	合併承認申請	12,000円	* 同時の申請の場合、2件目より1件につき3,800円	
	分割承認申請	12,000円	* 同時の申請の場合、2件目より1件につき3,800円	
	営業所の構造設備変更承認申請	9,900円		
	許可証の書換え	1,500円		
	特例風俗営業者認定申請	13,000円	* 同時の申請の場合、2件目より1件につき10,000円	
	特例風俗営業者認定証再交付	1,200円		
その他	遊技機認定申請	4,300円 (+ 検定遊技機台数×40円)		
	遊技機変更承認申請	検定遊技機がある場合 5,200円+ 検定遊技機台数×40円		
		認定遊技機のみの場合 2,400円		
	管理者講習	2,600円		